



平成 21 年 4 月 8 日

各 位

会社名 イズミヤ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 林 紀男  
(コード番号 8266 東証・大証第 1 部)  
問合せ先 取締役上席執行役員 秘書・広報室長  
兼 ロジスティックス担当 田中博和  
(TEL 06-6657-3310)

### 当社株式の大規模な買付行為に対する対応策（買収防衛策）の継続導入について

当社は、平成 18 年 4 月 11 日開催の取締役会決議により、株主の皆様のご承認を条件として、当社株式の大規模な買付行為に対する対応策（以下「旧プラン」といいます。）を導入し、同年 5 月 24 日開催の第 78 期定時株主総会（以下「前定時株主総会」といいます。）において株主の皆様のご承認をいただきました。旧プランの有効期間は、前定時株主総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされているため、旧プランは、平成 21 年 5 月 20 日開催予定の当社第 81 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって失効することになります。

この旧プランの失効を受け、当社は、平成 21 年 4 月 8 日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 127 条本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 127 条第 2 号ロ）として、旧プランを一部修正・変更した上で、当社株式の大規模な買付行為に対する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続導入することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

なお、上記取締役会においては、取締役全 6 名が出席し、本プランの導入につき全員一致で承認可決がなされております。また、社外監査役 2 名を含めた監査役全員が本プランの継続導入に異議がない旨の意見を述べております。

また、平成 21 年 2 月 28 日現在における当社の株主の状況等は、別紙 4「当社株式の状況」のとおりであり、株主は広く分布しております。現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大規模買付行為を行う旨の通告や提案を受けている事実はありません。

#### 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、長年培った営業知識と経験を基に、経営資源を結集して、長期的な株主共同の利益の向上を目指すとともに、従業員、消費者、取引先、地域社会等との協働・協力関係をも重視し、法令や、社会規範を遵守した上で、長期的展望に立った企業価値の向上に資する経営を目標としております。

具体的には、創業以来「お客様第一主義」を基本方針として掲げ、お客様のニーズにあった商品やサービスの提供を基本とした経営により、顧客満足を追求し、お客様との信頼関係を築いてきました。また、地域のお客様が、健康で楽しく、心豊かな生活を送れるように、安全で安心な商品とサービスの提供を通して“ええもん安い”の商道を追求し、社会に貢献してきました。

このような小売業に求められるお客様との信頼関係、安全性及び経営の効率性などの向上を継続的に追求することにより、当社の企業価値の維持・向上が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダーに利益をもたらすと考えています。

上記基本方針からして、会社の支配権の移転を伴う株式の買付提案があった場合に、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に明白な損害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、取締役会や株主の皆様が買付の条件等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資さないとと思われるものにつきましては、買付行為を抑止するための枠組みが必要と判断しております。

## 2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1) 当社の経営理念

イズミヤ株式会社およびそのグループ各社は、大正10年の創業以来「お客様より満足して頂けることを唯一の使命と心得て、常に品質に、値段に、お客様の身になって研究努力を致さねばならない」という信条の下、「地域のお客様が、健康で楽しく、心豊かな生活を送れるように、安全で安心な商品とサービスの提供を通して“ええもん安い”の商道を追求し、社会に貢献します」との経営理念を掲げ、関西を中心基盤として店舗網を拡充する中で、小売業とその関連事業を通して、各地域のお客様のより豊かな生活に貢献できるよう、またご支持をいただけるよう努力を重ねてまいりました。

すなわち、イズミヤグループ各社の企業価値の根幹は、地域のお客様に貢献し、地域のお客様に愛されることにあると心得て、継続的に企業価値向上に向けた取組みを実践することが永遠の使命であると認識しております。

こうした理念の下、イズミヤグループ各社は、イズミヤ86店舗の1店1店が地域特性を重視し、各地域のお客様に満足していただける品揃えやサービスを備えた、お客様にათათかい店づくりの推進、品質に加えて環境に十分配慮したプライベートブランド商品「good-i (グッド・アイ)」の開発、バリアフリーやエネルギー対策に配慮した店づくりなど「ハートフル (人と地球にやさしい)」活動の展開を実践し、更には、小売業で培ったノウハウをお客様のさまざまな生活場面に拡大し、グループの総力をあげた、高品質なモノとサービスの提供を行っております。

「関西深掘」の経営方針の下、これらの企業価値向上に向けた取組みを通じて、イズミヤグループは、今では、20社を超える子会社を擁する小売グループに成長することができました。当社経営陣といたしましては、今後も地に足の着いた成長戦略を維持し、着実な発展を実現していくことこそが、株主価値向上の最も有効な策と考えております。

### 2) 当社の今後の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

本年より、中期経営計画として新たに3カ年計画「change-i」をスタートさせ、全従業員の力を結集し、営業改革・費用構造改革・人材育成・グループ力強化を進めてまいります。当社グループが長年培ってきた有形・無形の経営資源を今後も維持・活用し、更なる企業価値向上を図るため、以下のような施策に取り組みます。

第一に、お客様の生活防衛意識、節約志向の高まりに対応し、「ニューディスカウン

ト」政策を推進します。

「ニューディスカウント」政策とは、「おもてなしの心」を備えた上で、EDLC（エブリ・デイ・ロー・コスト、毎日コスト引き下げに務め）による EDLP（エブリ・デイ・ロー・プライス、毎日お安い価格）を進める取組みです。

このため、平成 15 年 7 月に 1 号店を開店したスーパーセンターを戦略業態と位置付け、今後も多店舗化していきます。スーパーセンターはワンフロア構造を活かし、ローコスト運営による低価格の設定と圧倒的な品揃えの幅と深さの追及を特徴としております。

また、食料品を中心にしたスーパーマーケットについても、低価格を訴求する業態「まるとく市場」を平成 19 年 3 月に立ち上げました。スーパーセンターで培ったローコスト運営に加えて、サービス機能を絞り込んでおります。今後についても既存店の業態変更を含めて、多店舗展開してまいります。

既存のスーパーストア、スーパーマーケットについても、営業改革および費用構造改革を推進し、そこで得られた効果を原資としてディスカウントイングすることにより、お客様満足度を高めます。

第二に、関係会社を中心としたグループ力強化を推進します。

関係会社を当社本体に並ぶ、もう一つのプロフィットセンターとして位置付け、利益の源泉を確保してまいります。また、グループ各社が店舗開発や人材交流、食材・資材の共同調達等において、コミュニケーションの更なる充実を図り、既存事業の深耕、新規事業への参入を図ってまいります。スーパーマーケット事業については、当社直営店と平成 15 年に㈱高島屋から当社の子会社になったカナート㈱、昨年 12 月に連結子会社化した㈱はやしの 3 社が有機的なシナジー効果を発揮し、京阪神を中心に店舗ネットの拡充を図っていきます。

第三に、小売業のプロの育成と働きがいがある会社づくりを推進してまいります。

「教育立社」をスローガンに掲げ、レベルの高い商売センスを持つ人間集団の形成を目指します。人材育成を通して、働く人がやりがいをもてる企業風土を醸成するとともに、お客様の期待を上回る「おもてなし」を発揮できるように、新入社員への集中教育、若手社員の早期戦力化、中堅社員のレベルアップ教育、パートタイマーの正社員登用等に取り組んでまいります。また、年金受給までの雇用機会を準備し、復職制度やジョブエントリー（能力を発揮できる業務の申告）制度等の導入により、自己革新する従業員が安心して活躍できる職場を作ってまいります。

他方、これらの中期経営計画の推進にあたり、より一層のコーポレート・ガバナンスの強化を図るため、内部統制の仕組みを強化するためのリスクマネジメント委員会と、会社情報の適時開示と適正性をより一層確保するためのディスクロージャー委員会の活動を推進してまいります。

上記の課題を計画的に実行することが、顧客満足及び経営の効率性を高め、当社の事業を構成する全てのステークホルダーに利益をもたらすと考えております。

### 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1) 本ブランドの導入の目的—当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資さない株式の大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、こうした不適切な者による株式の大規模買付行為を抑止するための枠組みが必要と判断しております。

もちろん、当社は、株式の大規模な買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応ずるべきか否かの判断は、本来的には株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきです。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセス等を踏むことなく、大規模な株式の買付を強行するような行為が顕在化しております。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、本プランの継続の是非も含めてその在り方について検討した結果、下記2)以下に詳細を記載する本プランの導入が必要不可欠であると判断いたしました。

当社取締役会は、来る5月20日開催予定の第81期定時株主総会において、買収防衛策に関する定款一部変更決議案及び当社定款に定める手続に基づく買収防衛策の継続導入決議案の承認を得ることを条件として、かかる買収防衛策を導入させていただくものです。

## 2) 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

#### ① 本プランの発動に係る手続の設定

- a. 本プランは、まず、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式に対する買付が行われる場合に、買付者または買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付に関する情報の提供を求め、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される企業価値向上検討委員会が、当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保し、必要があれば当社代表取締役等を通じて買付者等との交渉を行うなどの手続を定めています。
- b. 他方、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような濫用的買収の類型、事前に（買付者等が現れる前に）買収防衛策を導入する場合の基本的な手続、取締役会決議による買収防衛策の全部または一部の廃止、買収に関する公平・公正で合理的な判断を確保するための企業価値向上検討委員会の設置等を定款に定めております。
- c. 更に、濫用的買収を防止するための事前の防衛策として、当社定款に定める手続に基づく買収防衛策の継続導入決議案について、株主の皆様のご承認をいただきます。

#### ② 新株予約権の無償割当てと企業価値向上検討委員会の利用

上記①のc. について株主の皆様のご承認をいただいた後、買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付またはその提案（以下、併せて「買付等」といいます。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合（その詳細については後記(2)「本プランの発動に係る手続」をご参照ください。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件並びに当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は後記(3)「本新株予約権無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下、「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主の皆様に対して会社法第277条に基づき無償で割当てます。

当社が対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを講じるのは、本新株予約権の無償割当てが買収防衛策として有効であるとともに、法的予見可能性に優れていると判断したためであります。

なお、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを実施するか否か等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、企業価値向上検討委員会細則（その概要については、別紙をご参照ください。）に従い、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される企業価値向上検討委員会の判断を最大限尊重し、また、必要に応じて開催する株主意思確認のための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）の決議に従って、会社法上の機関としての決議を行うものとします。

③ 本新株予約権の行使または当社による取得

仮に、本プランに従って、本新株予約権の無償割当てが実施された場合には、買付者等以外の株主の皆様による本新株予約権の行使または当社による買付者等以外の株主の皆様からの本新株予約権取得と当社普通株式の交付の結果、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合を、最大 50%まで希釈化させる可能性があります。

(2) 本プランの発動に係る手続

① 対象となる買付等

本プランにおいては、本新株予約権は、以下に該当する買付等がなされたときに、本プランに定める手続に従い無償割当てされることとなります。

当社の株式等の保有者<sup>1</sup>、公開買付者<sup>2</sup>または当該保有者かつ公開買付者<sup>3</sup>であるものであって、

- I 当該保有者が保有<sup>4</sup>する当社の株式等及び当該保有者の共同保有者<sup>5</sup>が保有する当社の株式等
- II 当該公開買付者が保有もしくは保有することとなる当社の株式等及び当該公開買付者の特別関係者<sup>6</sup>が保有する当社の株式等
- III 当該保有者かつ公開買付者である者が保有もしくは保有することとなる当社の株式等及び当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者並びに当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株式等のいずれかに係る株式等保有割合<sup>7</sup>の合計が 20%以上となる者による買付等、または 20%以上となると当社取締役会が認める者による買付等をいいます。また、

---

<sup>1</sup>金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下、同じとします。

<sup>2</sup>金融商品取引法第 27 条の 3 第 2 項に規定する公開買付者をいいます。以下、同じとします。

<sup>3</sup>保有者が同時に公開買付者である場合の当該保有者をいいます。以下、同じとします。

<sup>4</sup>金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する保有者をいいます。以下、同じとします。

<sup>5</sup>金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含むものとします。以下、同じとします。

<sup>6</sup>金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。

但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株式等の公開買付の開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。以下、同じとします。

<sup>7</sup>金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株式等保有割合をいいます。以下、同じとします。

これらの買付等を行う者を以下、「特定株式保有者」といいます。

但し、下記のいずれかに該当する者は、特定株式保有者ではないものとします。

- i 当社または当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）、関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）
- ii 不注意で、または当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と当社取締役会が認めた者で、かつ、特定株式保有者となった後10日以内（但し、当社取締役会はこの期間を延長できるものとします。）にその保有する株式等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者
- iii 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定株式保有者になった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株式等を新たに取得した場合を除く）
- iv 当社の特定株式保有者となったとしても当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、いつでもこれを認めることができるものとします。また、一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限り。）

## ② 買付者等に対する情報提供の要求

上記①に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付の実行に先立ち、当社に対して、以下の各号に定める、買付者等の買付内容の検討に必要な情報（以下、「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を含む買付提案書を、当社の定める書式により日本語で作成の上、提出していただきます。

当社は、本プランに基づく手続が開始された場合、その旨を速やかに開示します。企業価値向上検討委員会は、当該買付提案書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自らまたは当社取締役会等を通して本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

- a. 買付者等及びそのグループ{共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含む}の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含む）
- b. 買付の目的、方法及び内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含む）
- c. 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含む）
- d. 買付資金の裏付け{買付資金の提供者（実質提供者を含む）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む}
- e. 買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策その他買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者

#### の処遇方針

f. その他企業価値向上検討委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、企業価値向上検討委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付を開始したものと認められる場合には、引き続き買付提案書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記④の a. に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。

### ③ 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・当社取締役会による代替案の提示

#### a. 当社取締役会に対する情報提供の要求

企業価値向上検討委員会は、買付者等から提出された買付提案書並びに企業価値向上検討委員会が追加提出を求めた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、企業価値向上検討委員会が定める期間内に買付者等の買付内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他企業価値向上検討委員会が適宜必要と認める情報・資料を提示するよう要求することがあります。

#### b. 企業価値向上検討委員会による検討等

企業価値向上検討委員会は、買付者等から情報・資料を受領した後、原則として対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社株式の買付の場合は 60 日以内、またはその他の方法による買付提案の場合は 90 日以内（以下、「企業価値向上検討委員会検討期間」といいます。）で、買付者等の買付内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。

また、企業価値向上検討委員会は、必要があれば、当社代表取締役等を通じて、当該買収提案者と交渉することなどにより、当該買収提案が当社の利益のために改善されるよう努め、中立・公平な観点から慎重に検討を行います。

企業価値向上検討委員会の判断が、企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、企業価値向上検討委員会は、当社の費用で独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができるものとしています。なお、買付者等は、企業価値向上検討委員会検討期間が終了するまでは、買付等を進めることはできないものとします。但し、下記④の b. の場合は同条項に従うものとします。

企業価値向上検討委員会は、当社取締役会を通じて、買付者等から買付提案書が提出された事実及び企業価値向上検討委員会の検討期間の開始について速やかに情報開示を行います。また、本必要情報その他の情報のうち企業価値向上検討委員会が適切と判断する事項について、同委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行います。

### ④ 企業価値向上検討委員会の勧告

企業価値向上検討委員会は、上記の検討手続を経て、以下のとおり当社取締役会に対する勧告を行うものとします。

#### a. 企業価値向上検討委員会が本プランの発動を勧告する場合

企業価値向上検討委員会は、買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う場合、または本プランにおいて定められた手続に従っ

た場合でも買付者等の買付等が当社定款に定める濫用的買収に該当すると判断した場合には、企業価値向上検討委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告するものとします。

当社定款に定める濫用的買収とは、次の種類のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものとします。

- i 高値買取要求を狙う買収
- ii 重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益実現を狙う買収
- iii 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用する買収
- iv 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価急上昇の機会を狙って高値の売り抜けを狙う買収
- v 強圧的二段階買収など、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収
- vi 当社が定める「当社株式の大規模な買付行為に対する対応策」に違反する買収

b. 企業価値向上検討委員会が株主総会の招集を勧告する場合

企業価値向上検討委員会は、当該買付者の買付提案が当社定款に定める濫用的買収に該当しない場合であっても、当該買付者の買付提案が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なう重大なおそれがあるものと認められる場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権無償割当ての実施の賛否に関し、株主意思を確認すべき旨を勧告するものとします。

買付者等は、株主意思確認総会における決議が終了するまでの間、買付等を進めることはできないものとします。

当該買付者の買付提案が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあるものと認められる場合とは、次のとおりです。

- i 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
- ii 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、取引先その他当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な利害関係者との良好な関係を破壊し、中長期にわたって当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を妨げるおそれがあると判断される場合
- iii 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- iv その他、当社定款に定める濫用的買収の類型に準じる場合で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なう重大なおそれがあるものと判断される場合

c. 企業価値向上検討委員会が本プランの不発動を勧告する場合

企業価値向上検討委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との

協議・交渉の結果、買付者等による買付等が、上記 a.、 b. に定める要件のいずれにも該当しないと判断した場合には、企業価値向上検討委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権無償割当てを実施すべきでない旨を勧告するものとします。

但し、企業価値向上検討委員会は、一旦本新株予約権無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が上記 a.、 b. に定める要件のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権無償割当ての実施に関して、新たな勧告を行うことができるものとします。

d. 企業価値向上検討委員会検討期間の延長を行う場合

企業価値向上検討委員会は、当初の企業価値向上検討委員会検討期間終了時まで、上記の勧告を行うに至らない場合には、買付者等の買付内容の検討・買付者等との交渉に必要とされる範囲内で、検討期間を延長する旨の決議を行うことがあります。この場合、同委員会は、検討期間を延長するに至った理由、延長期間その他同委員会が適切と認める事項について、当該延長の決議後速やかに、情報開示を行います。また、延長の期間は最大 30 日間とします。

⑤ 取締役会の決議

当社取締役会は、企業価値向上検討委員会の上記勧告を最大限尊重して、本新株予約権無償割当ての実施に関する会社法上の機関としての最終決定を行います。但し、下記⑥に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従い、本新株予約権無償割当ての実施に関する会社法上の機関としての最終決定を行います。当社取締役会は、かかる決定を行った場合、速やかに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

⑥ 株主意思の確認

企業価値向上検討委員会が、本新株予約権無償割当ての実施の賛否に関し、株主意思を確認すべき旨を勧告した場合、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して株主意思確認総会の招集を決議し、本新株予約権無償割当てを実施するか否かの判断を株主総会の決議に委ねます。

当社取締役会は、上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、または本新株予約権無償割当ての実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑦ 対抗措置の停止等

当社取締役会が上記⑤の手続に従い対抗措置を講ずることを決定した後、当該買付者等が買付等の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、企業価値向上検討委員会に再度諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として本新株予約権無償割当てを行う場合において、当社取締役会において、無償割当てが決議され、または無償割当てが行われた後にお

いても、買付者等が買付等の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、企業価値向上検討委員会に対抗措置発動の停止等について再度諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては、本新株予約権無償割当ての中止、または本新株予約権無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては、本新株予約権を無償取得し、新株は発行しないとの方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。従って、従前の持株比率に変動は生じません。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

### (3) 本新株予約権無償割当ての概要

#### ① 割当対象株主

本新株予約権無償割当てに関する当社取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（但し、当社の保有する当社株式を除きます。）1株につき新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割当てます。

#### ② 本新株予約権の総数

割当期日の最終の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除します。）と同数とします。

#### ③ 本新株予約権が効力を生ずる日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

#### ④ 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は、割当期日の最終の発行済株式総数（同時点における当社の保有する当社普通株式の数を控除します。）と同数の株式数を上限とします。

但し、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

#### ⑤ 本新株予約権の割当価額

無償とします。

#### ⑥ 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行しまたはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」といいます。）する場合における株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」といいます。）は1円とします。

本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とします。

#### ⑦ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の割当期日から120日以内の期間で始期及び終期を当社取締役会が

定めて通知します。

但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とします。

⑧ 本新株予約権の行使の条件

特定株式保有者、その共同保有者、その特別関係者もしくはこれらの者から本新株予約権を承継した者（但し、承継につき当社取締役会の承認を経た者を除きます。）またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者は原則として本新株予約権は行使することができないものとします。

なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

⑨ 当社による本新株予約権の取得

a. 会社法第 236 条第 1 項第 7 号の規定に従い、当社は、会社法第 274 条第 1 項、第 2 項に規定される当社取締役会の決定により、本新株予約権の行使期間が終了するときまでの間で当社取締役会が定める日において、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社普通株式を交付することにより、本新株予約権を取得することができるものとします。

b. a. による決定をしたときは、当社は、会社法第 274 条第 3 項、第 4 項の規定に従い、取得を決定した本新株予約権の新株予約権者及びその登録新株予約権質権者に対し、直ちに、当該新株予約権を取得する旨を通知または公告します。

⑩ 本新株予約権の行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使

当社が定める基準日後に、本新株予約権の行使または当社による本新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとします。

⑪ 本新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要するものとします。

⑫ 本新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は、発行しないものとします。

⑬ その他

本新株予約権は、株主総会における承認をいただいた後、発行登録を行う予定です。

上記に定める他、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間（以下、「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会終了後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の

時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等、本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、企業価値向上検討委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

#### (5) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成 21 年 4 月 7 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

### 4. 株主の皆様への影響

#### (1) 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接的な影響が生じることはありません。

#### (2) 本新株予約権無償割当て実施により株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が本新株予約権無償割当てに際して別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき 1 個の割合で、本新株予約権が無償で割当てられます。

仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金銭の払込みその他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

但し、当社は、買収者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、買収者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく当社株式を受領されることとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記 3. 2) (2)「本プランの発動に係る手続」の⑦に記載した企業価値向上検討委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいて

は本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

(3) 無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続等

① 株主名簿への記録の手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当ての実施を決定した場合には、当社は、本新株予約権の割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に本新株予約権が割当てられますので、割当期日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

② 新株予約権者となる日

本新株予約権は、会社法第277条に定める新株予約権無償割当ての方法により株主の皆様が割当てられますので、申し込みの手続は不要であり、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当社取締役会が別途定めて通知する当該新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者になります。

③ 当社による本新株予約権の取得の手続

当社取締役会が本新株予約権を当社株式と引換えに取得する場合には、当社取締役会が取得の対象として決定した本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領されることとなります。

上記の他、割当方法、当社による本新株予約権の取得方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て実施の決定が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下、「指針」といいます。）の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また指針の定める上記三原則を基本としつつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容を有するものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断されるに当たり、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される企業価値向上検討委員会が情報収集や買付内容の検討に必要な時間を確保したり、株主の皆様のために当社代表取締役等を通じて買付者等と交渉を行うこと等を可能にすることにより、当社の企業価値ひいては株

主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社第 81 期定時株主総会において、定款に定める手続に基づく買収防衛策の継続導入決議案の承認をいただくことを前提として導入するものです。

また、本プランは定款の定めに従って、株主総会の承認を得た後 3 年以内の最終の事業年度に関する株主総会において、その存続について承認を得なければならないこととし、更に、毎年定時株主総会における取締役選任議案を通じて、株主の皆様のご意思を確認する手続を経ることとしております。

また、上記 3. 2) (2)「本プランの発動に係る手続」の⑥に記載のとおり、対抗措置の発動の是非についても株主の皆様のご意思が反映されるものとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、企業価値向上検討委員会を設置します。

企業価値向上検討委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社と特別な利害関係のない有識者に該当する委員 3 名以上 5 名以下により構成されます。本プラン導入時に予定する委員の氏名と略歴は、別紙をご参照ください。実際に当社株式に対し、買付等がなされた場合には、上記 3. 2) (2)「本プランの発動に係る手続」にて記載したとおり、こうした企業価値向上検討委員会が、企業価値向上検討委員会細則に従い、当該買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否か等の判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して決議することとしております。

このように、企業価値向上検討委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの発動を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については、株主の皆様にご開示を行うこととされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記 3. 2) (2)「本プランの発動に係る手続」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会により恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(6) 第三者専門家の意見の取得

本プランは、上記 3. 2) (2)「本プランの発動に係る手続」に記載のとおり、買付者等が出現した場合、企業価値向上検討委員会は、当社費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができることとされています。これにより、企業価値向上検討委員会による判断の公正性・合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

(7) デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記3. 2) (1)「本プランの概要」の④「本プランの発動に係る手続の設定」のb. に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止できると当社定款で定めており、従って、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年となっており、期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以上

(別添1)

## 買収防衛策に係る定款規定

### 第7章 買収防衛策

#### 第42条 (導入の目的および濫用的買収類型)

当社は、以下に定める当社に対する濫用的な買収等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が不当に害されることを未然に防止するため、敵対的企業買収防衛策を導入する。

(濫用的買収の類型)

- ① 高値買取要求を狙う買収
- ② 重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益実現を狙う買収
- ③ 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用する買収
- ④ 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値の売り抜けを狙う買収
- ⑤ 強圧的二段階買収など、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収
- ⑥ 当社が取締役会で別途定める「当社株式の大規模な買付行為に対する対応策」に違反する買収

なお、買収が上記①から⑥の濫用的買収に当たるかどうかの判断にあたっては、取締役会は第48条に定める企業価値向上検討委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重し決議を行うものとする。

#### 第43条 (買収防衛策導入手続)

当社は、前条に規定する類型の濫用的買収を防止するため平時に(買収者が現れる前に)買収防衛策を講じるときは、株主総会において承認を得なければならない。

#### 第44条 (買収防衛策の発動手続)

当社は、企業価値向上検討委員会が第42条の①から⑥の濫用的買収に当たると判断し買収防衛策の発動を勧告した場合は、当該勧告を最大限尊重し、第43条に基づく株主総会決議により委任された取締役会において買収防衛策を発動するか否かを決議する。

2. 前項の場合のほか、企業価値向上検討委員会が株主総会の招集を勧告した場合、取締役会は、当該勧告を最大限尊重して、株主総会の招集を決議し、買収防衛策を発動するか否かの判断を株主総会の決議に委ねる。

#### 第45条 (新株予約権無償割当の決定機関)

当社は、新株予約権無償割当に関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議によって決定する。

#### 第46条 (買収防衛策の有効期間)

買収防衛策は、株主総会の承認を得た後3年以内の最終の事業年度に関する株主総会において、その存続について承認を得なければならないものとし、その後も同様とする。

2. 第1項の承認が得られなかったときは、取締役会は、当該買収防衛策を解消するための措置を、速やかに講じなければならない。
3. 導入済みの買収防衛策については、定時株主総会(ただし、第1項の株主総会を除く)における取締役の選任議案を通じて、株主の意思を確認する。

第 47 条（買収防衛策の廃止）

買収防衛策は、いつでも、取締役会が企業価値の最大化のために必要があると認めるときは、取締役会決議をもってその全部または一部を廃止することができる。

第 48 条（企業価値向上検討委員会）

当社は、当社の株式の大規模な買付行為が濫用的買収に当たるかどうかの判断の公正性、合理性等を確保するため、企業価値向上検討委員会を設置する。

2. 企業価値向上検討委員会の構成、委員の職務の内容等の細則の決定および委員の選任は、取締役会に委任する。

(別添2)

### 企業価値向上検討委員会細則

- 第1条 当社は、定款に基づき、企業価値向上検討委員会を設置する。
- 第2条 企業価値向上検討委員会の委員は、3名以上5名以下とし、概要以下の条件を満たした者の中から選任し、原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結する。
- ① 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）または監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）等となったことがない者
  - ② 現在または過去における当社等の取締役または監査役の一定範囲の親族でない者
  - ③ 当社等と現に取引のある金融機関において、現在または過去に取締役または監査役等となったことがない者
  - ④ 当社等との間に特別利害関係のない者
  - ⑤ 企業経営に関する一定以上の経験者・専門家・有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者）
- 第3条 企業価値向上検討委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、当社社外取締役または社外監査役であった企業価値向上検討委員会委員が、社外取締役または社外監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、企業価値向上検討委員会委員としての任期も終了するものとする。
- 第4条 企業価値向上検討委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、企業価値向上検討委員会の勧告を最大限尊重し決議を行う。
- ① 別に定める特定株式保有者に該当しない旨の決定
  - ② 本プランに定める手続を遵守したか否かの決定
  - ③ 買収提案の内容が定款に定める濫用的買収に該当するか否かの決定
  - ④ 買収提案の内容について、株主意思を確認すべきか否かの決定
  - ⑤ 対抗措置の中止または発動の停止の決定
  - ⑥ 本プランの修正または変更に係る承認
  - ⑦ 取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が委員会に諮問した事項
  - ⑧ 取締役会が、別途企業価値向上検討委員会が行うことができるものと定めた事項
- 第5条 企業価値向上検討委員会の決議は、原則として、委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、企業価値向上検討委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。
- 第6条 企業価値向上検討委員会は、審議及び決議を行うにあたり、買収提案者や買収提案の内容等について十分な情報（以下、「本必要情報」という。）を取得するよう務め、本必要情報が不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求めるとともに、当社代表取締役等を通じて当該買収提案者と交渉することなどにより、当該買収提案が当社の利益のために改善されるよう努め、中立・公平な観点から慎重に検討を行う。

- 第7条 企業価値向上検討委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- 第8条 各企業価値向上検討委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも企業価値向上検討委員会を招集することができる。
- 第9条 取締役会は、当社代表取締役社長またはその指名する当社取締役1名が議決権を有しないオブザーバーとして企業価値向上検討委員会に出席し、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう委員会に求めることができる。
- 第10条 企業価値向上検討委員会は、取締役会の要請に応じ、当該勧告を行う理由及びその根拠を説明しなければならない。
- 第11条 企業価値向上検討委員会は、取締役会を通じて、買収提案者から買付提案書が提出された事実及び企業価値向上検討委員会の検討期間の開始について速やかに情報開示を行わなければならない。また、本必要情報その他の情報のうち企業価値向上検討委員会が適切と判断する事項について、企業価値向上検討委員会が適切と判断する時点で株主への情報開示を行わなければならない。

(別添3)

企業価値向上検討委員会委員の氏名と略歴

杉山 一彦 (すぎやま かずひこ)

昭和 35年 4月 松下電器産業株式会社入社  
昭和 58年 8月 同 コンプレッサー事業部長  
平成 元年 6月 同 取締役・生産技術本部長  
平成 5年 6月 松下電子工業株式会社社長  
平成 8年 6月 松下電器産業株式会社副社長  
平成 12年 6月 同 東京代表  
平成 14年 6月 同 顧問  
平成 16年 4月 東北大学監事  
平成 18年 11月 同 理事  
平成 20年 4月 同 総長顧問 (現在に至る)

水野 武夫 (みずの たけお)

昭和 39年 4月 国税庁勤務  
昭和 43年 4月 弁護士登録 (大阪弁護士会)  
昭和 63年 2月 大阪府公害対策審議会委員  
平成 4年 6月 法務省人権擁護委員  
平成 12年 4月 向日市情報公開審査会会長  
平成 13年 4月 大阪弁護士会会長、近畿弁護士会連合会理事長、日本弁護士連合会副会長 (平成14年3月まで)  
平成 13年 12月 司法制度改革推進本部行政訴訟検討会委員  
平成 15年 5月 下級裁判所裁判官指名諮問大阪地域委員会委員  
平成 18年 4月 立命館大学大学院教授・大阪産業振興機構再生支援委員会委員長  
平成 18年 12月 大阪府公害審査会会長  
平成 19年 1月 日本弁護士連合会税制委員会委員長  
平成 21年 3月 法制審議会委員 (現在に至る)

山中 諄 (やまなか まこと)

昭和 40年 4月 南海電気鉄道株式会社入社  
昭和 62年 7月 同 自動車事業本部自動車部長  
平成 3年 4月 同 鉄道事業本部運輸部長  
平成 5年 6月 同 理事  
平成 7年 6月 同 取締役 鉄道事業本部次長  
平成 8年 6月 同 取締役 鉄道営業本部副本部長  
平成 9年 6月 同 常務取締役 バス営業本部長  
平成 13年 6月 同 代表取締役社長  
平成 14年 6月 同 代表取締役社長 創生 120 推進室長  
平成 17年 6月 同 代表取締役社長 執行役員 進化 123 計画推進室長  
平成 19年 6月 同 代表取締役会長 兼 CEO (現在に至る)

※同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者であり、本定時株主総会で選任後、就任する予定であります。  
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(別添4)

当社株式の状況

(平成21年2月28日現在)

1. 発行可能株式総数 332,615,000株
2. 発行済株式の総数 85,291,365株
3. 株主数 7,790名 (自己含む)
4. 所有者別状況

所有者区分	株主数(名)	所有株式数(株)	所有株式数割合(%)
個人その他	7,105	28,209,203	33.07
金融機関	43	29,339,657	34.40
その他の法人	517	17,296,190	20.28
外国法人等	99	5,414,590	6.35
自己株式	1	4,691,405	5.50
金融商品取引業者	25	340,320	0.40
合計	7,790	85,291,365	100.00

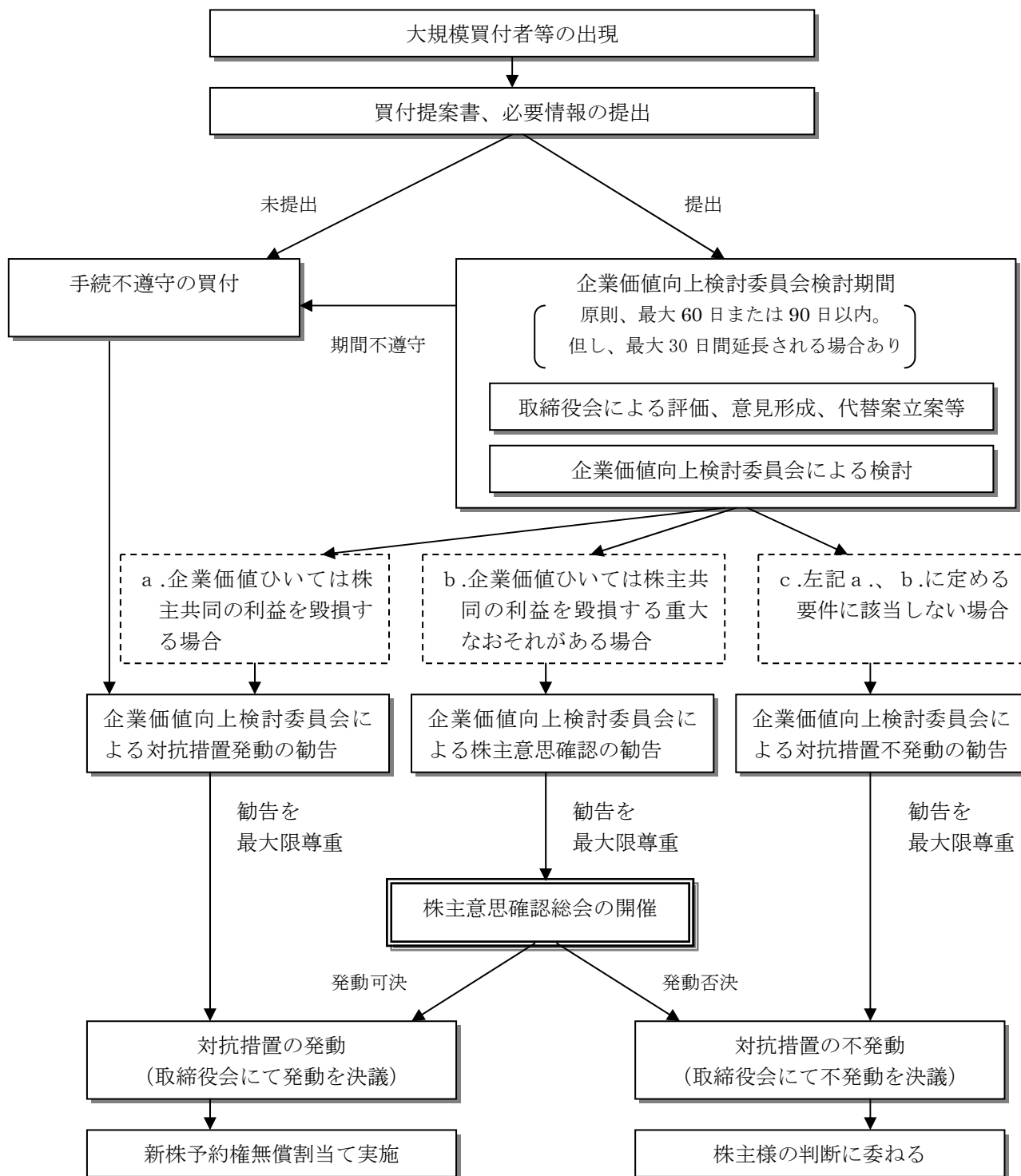
5. 大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数 千株	出資比率 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,236	7.74
イズミヤ共和会	5,073	6.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,773	4.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	3,432	4.26
和田 繁	2,904	3.60
株式会社マルナカ	2,415	3.00
株式会社三井住友銀行	2,000	2.48
イズミヤ自社株投資会	1,982	2.46
農林中央金庫	1,577	1.96
三井生命保険株式会社	1,531	1.90

※ 自己保有株式(4,691,405株)は、除いております。出資比率は自己保有株式を控除して計算しております。

(別添5)

(参考) 買収防衛策フローチャート



※本フローチャートは、本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照ください。